

議案第97号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和4年12月7日提出

山都町長 梅田 穰

山都町

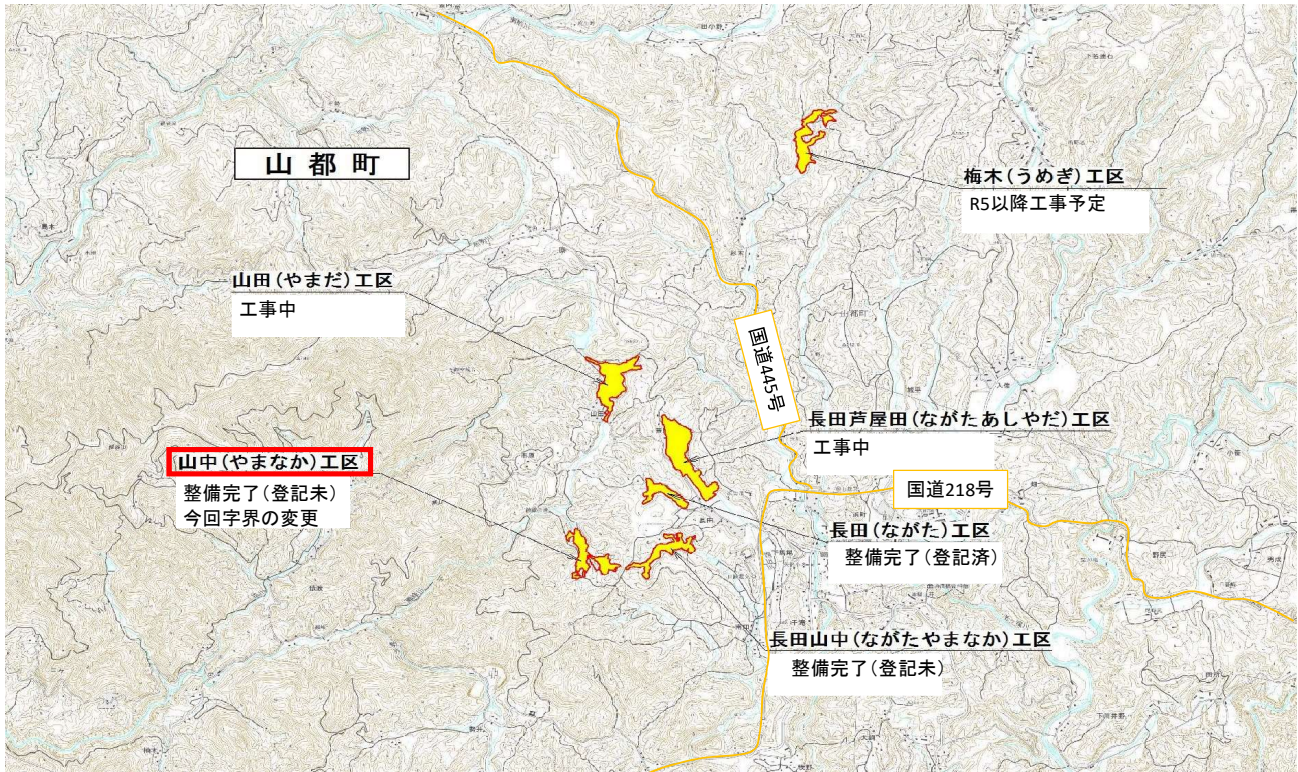
変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字 名
長田	廣木	1061の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部	長田	池田
長田	山中	1244の1の一部、1245の一部、1350の一部、1351の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに1243の1、1243の2に隣接する道路である公有地の全部	長田	廣木

（提案理由）

町の区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

県営矢部中部地区(山中換地区)土地改良事業 (区画整備)位置図

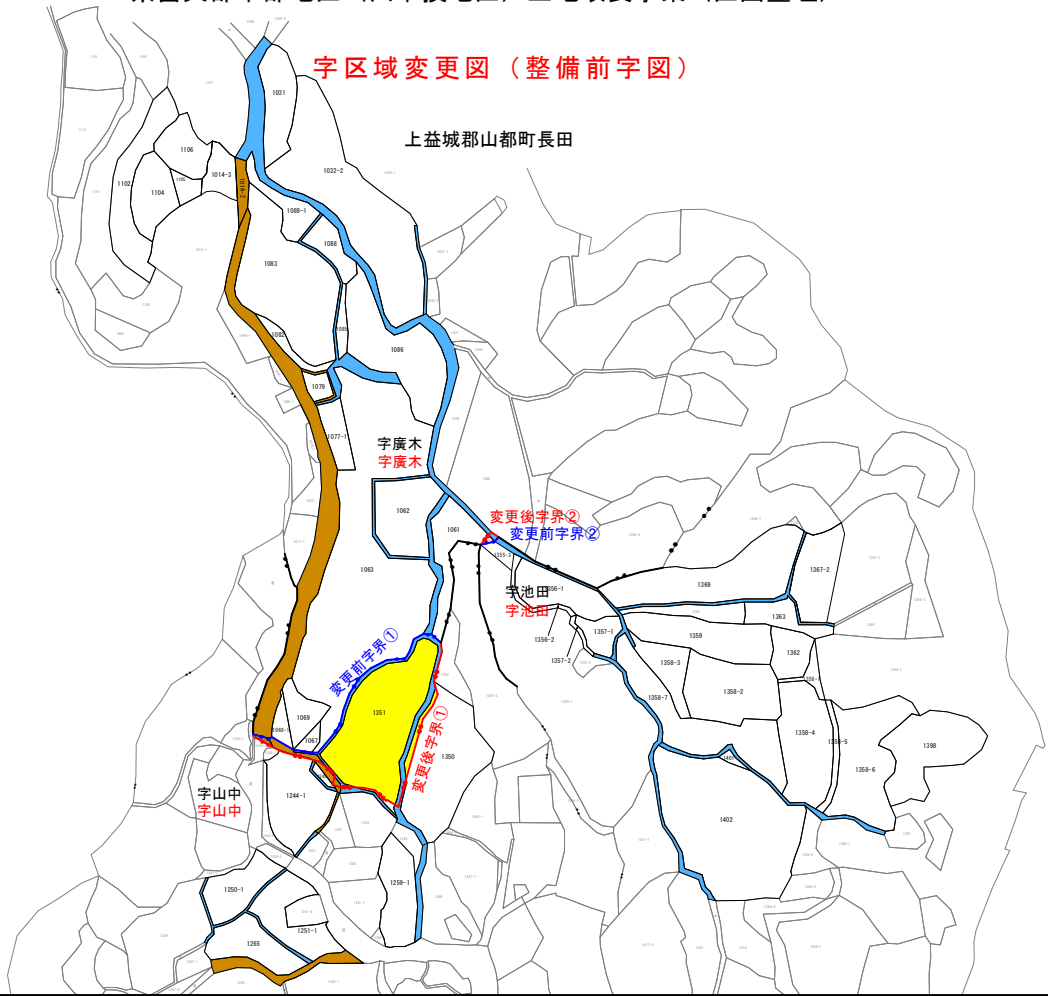


県営矢部中部地区（山中換地区）土地改良事業（区画整理）

字区域変更図（整備前字図）

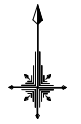


S=1/1,000



県営矢部中部地区（山中換地区）土地改良事業（区画整理）

字区域変更図（整備実測図）



S=1/1,000

